

児童養護施設における継続的支援に関する研究 - 施設経験者の「語り」とライフラインによる分析 -

著者	田谷 幸子
学位授与大学	東洋大学
取得学位	博士
学位の分野	社会福祉学
報告番号	32663甲第450号
学位授与年月日	2019-03-25
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00010860/

氏名（本籍地）	田谷 幸子（茨城県）		
学位の種類	博士（社会福祉学）		
報告・学位記番号	甲第 450 号（甲（福）第六十六号）		
学位記授与の日付	平成 31 年 3 月 25 日		
学位記授与の要件	本学学位規程第 3 条第 1 項該当		
学位論文題目	児童養護施設における継続的支援に関する研究 －施設経験者の「語り」とライフラインによる分析－		
論文審査委員	主査	教授	森田 明美
	副査	教授	博士（医学） 杉田 記代子
	副査	教授	Ph. D. 内田 千春
	副査	教授	博士（社会福祉学） 秋元 美世
	副査	山梨学院大学教授	荒牧 重人

学位論文審査結果報告書〔甲〕

【論文審査】

田谷幸子氏の学位請求論文「児童養護施設における継続的支援に関する研究－施設経験者の「語り」とライフラインによる分析－」は、児童養護施設で育った子どもである当事者（以下「施設経験者」）の「語り」と語りを田谷氏が経験者と一緒に作り出すために使われたライフラインによって、施設経験者が自分の人生を主体的に生きるために求められる支援とは何かを検討し、施設入所中から退所後へと連続的につながっていく施設における支援について総合的に論じたものである。

児童養護施設（以下、施設）経験者の退所後は、施設退所者調査によって、彼らの生活困難な状況が認識されることにより、施設退所後の支援制度が、期間や方法など多様な形で拡充されてきた。だが、彼らの退所後の生活困難状況は解決していない点が多い。

その原因は、多様にあると考えられるが、児童養護施設における支援との関係で論ずるならば、施設が経験者の気持ちを受け止める場になっていなかったり、職員が受け止め切れなかったり、施設経験者が思いを言語化できなかったり、相談する気にならなかったことなどが課題解決を遅らせることになっている。また、施設入所中の支援と、退所後支援は、バラバラに実践や研究が行われており、それを施設経験者の人生の軌跡に寄り添って検討されてこなかったこともその原因として考えられる。つまり施設経験者が求める支援は何かそれを当事者たちから聞くことから考えるという当たり前のことが、施設養護の中で行われることがほとんどなかったのである。本論文の目的とされた施設経験者の語りによる施設におけるインケアからアフターケアの継続的研究が求められるゆえんである。

だが、施設経験者の気持ちを理解することは難しく、とりわけ子ども期を施設で暮らした子どもたちが、自分が受けている支援について感じたり、考えたり、ましてそれを批判的に評価することは容易にできることではない。自分でも感じることを、考えること、評価することを避けてきた施設経験者たちが、その時のことを思い出して語ることは、難しく、また、その出てきた言葉や感情を共有して、一緒に考えながらかれらの気持ちを理解することはさらに難しい。また、退所後は、施設経験者であることを隠したいと考える人も多く、研究への協力者を得ること、また継続的に協力を得ることは難しい。そうであるがゆえに、この課題の研究は、意識ある経験者が自発的に自分たちの状況を語る以外にはほとんど、問題にされることもなかったとも言える。また、施設経験者が退所後に施設内での支援を振り返ることへの協力が、施設や経験者からの協力が得られなかったこともその要因として考えられる。

1. 本研究の独創的で重要な評価点は、田谷氏が、施設のあり方を全面的に問い直すことも射程に入れなければならない施設経験者たちによるインケアからアフターケアに至る総合的な支援に対する主観的な評価を行う厳しい調査研究に協力をしてくれる施設を1箇所獲得することができたことにある（関東地域の児童養護施設に依頼）。その結果、その施設の経験者全員40人への質問紙調査（施設長経由22人は回答、郵送してもらった18人は回答なし）が実施でき、質問紙調査で「自立している」「充実した生活を送っている」に肯定的な回答をした18人の中からインタビュー調査への協力を受諾した12人の経験者によって、4年間（最大7回面談）の語りを聞き続けられた。また、語りにくい人たち、語る力がな

いとされてきた人たちに焦点をあて、権利侵害を受けてきた人たちであるからこそ、一層注意しなければならない権利侵害をしないために、語れないことと語りたことのぎりぎりのところで聞くという調査の実践を展開していくことができた。こうした研究はこれまで、必要と認識されながらもほとんど行われておらず、田谷氏の研究の着眼点と独創性を有している点として高く評価される。

2. その語りを継続し、成立させるために、施設経験者たちの主観を「誰もわかってくれない」と放置するのではなく、誰もが理解できる客観的な言語におきかえ、わかってもらうために、これまで開発されてきた多様な研究分析手法を使い、その施設経験の中で自己表現が難しい子ども期の語りや語ることが難しい施設経験への思いを言語化すること、同時に言語化することが難しい思いを支援者が理解することを助けるために、ライフラインという表現が最も経験を表すのにふさわしいと当事者たちと了解することに至っている。そして、ライフラインを使いながら、その時の気持ちを語るという方法を繰り返し、施設内でのインケアやアフターケアに対する気持ちを共有し、語りを読み解いていく過程をまとめることができた点は、施設経験者への調査方法の開発として高く評価できる。

3. これまでの施設経験者への支援は、専門家の配置、物や、期間や場といった客観的な支援として政策化できることであった。施設経験者たちの問題を解決しなかったことに対して、施設経験者たちが抱える違和感、ずれといった主観を施設経験者たちと一緒に作りあげた客観的な資料として、支援をしようとする人たちにわかりやすく表現し、共有できるように文字化し、有用性の高い資料を作り上げることに成功している。

そうして得られた彼らの語りから得られたデータは、SCAT (Steps for Coding and Theorization) 分析とライフライン・インタビューを手がかりとした分析を用い、その結果についてはA施設経験者への複数回ヒアリングの場で提示をし、確認が行われている。調査実施にあたっての倫理上の配慮が丁寧に行われていることは明らかである。

4. こうした当事者が参加する調査研究に基づいてまとめられた児童養護施設におけるインケアとアフターケアに求められる5つの支援提案は、社会的養護が、施設養護中心から家庭と同様の養育環境の原則への抜本的な見直しが始まっている現代であるからこそ、いっそうこれまでの施設経験者への責任と、今施設で暮らす子どもたちへの継続支援について実践と一体化した研究が求められており、実践への貴重な提案を明らかにすることができたと評価される。

- ① 施設経験者にとって、児童養護施設における入所中のインケア支援と退所後アフターケア支援は連続したものであること
- ② 退所後も施設につながるための関係へのプラスの影響は、食事、清潔な服装、整理された部屋など入所中の豊かな日常的ケアが関係していること
- ③ 子ども期に大切にされたということを振り返る時に、担当職員以外でも施設内で大切にされたエピソードを語る仲間、担当職員以外の大人など第三者の存在が、施設経験者というマイナス評価の要因をプラスに変更させることができること
- ④ ライフラインが施設退所時にマイナスであっても、退所後に戻る機会が保障されれば、関係を修復することができること
- ⑤ 退所後に自分の子ども期を振り返る時期は、退所時にすでにプラスである人は25歳に振り返りができているが、マイナスである人は就職、転職、などを経て振り返る

など多様な時期を迎えるため、30歳以降になる人も多く長期間の退所後支援が必要であること

5. 本研究が試みた施設経験者の語りへの共感的なアプローチは、田谷氏が実践者としての経験をもち、当事者たちの暮らしに共感的に寄り添い、主観的な想いを聞き取ったことであり、この研究の成果と言える。だが聴き取ったことによって明らかにできたことについて、まだ分析が不十分であるとする意見もあった。しかし、こうした指摘は田谷氏の今後の研究に期待される事柄であり、本論文に対する評価を損なうものではないことが確認された。

【審査結果】

田谷幸子氏による学位請求論文の研究目的、方法、結果、考察について審査した結果、田谷幸子氏の論文には、児童養護施設における支援のあり方について、当事者主体の支援を作り出すために、粘り強い当事者参加型調査の実践を積み重ねることと、その精緻な分析によって、施設における支援を当事者の立場に立ちインケアからアフターケアを一体的なものとしてとらえることの必要性とそのための施設の課題を明らかにできたと評価した。結論を導くに至る論文の構成、行われた調査・研究の実施方法、得られたデータの分析方法、考察のいずれについても、博士の学位請求論文として認められる水準に達していた。

以上、本論文は、福祉社会デザイン研究科（ヒューマンデザイン専攻）の博士学位審査基準に照らしても、妥当な研究内容であると認められる。本審査委員会は、田谷幸子氏の博士学位請求論文について、所定の試験結果と上述の論文審査結果に基づき、全員一致をもって本学博士学位を授与するに相応しいものと判断した。